
オリエンタルバリニーズジャムウ（OBJA）協会会則

（名称）

第1条 本会は、オリエンタルバリニーズジャムウ協会と称する。

（事務所）

第2条 奈良県 生駒郡 三郷町 城山台 4-12-5
バリニーズサロン・スクール balilab（バリラボ）

（目的）

第3条 本会の目的は以下のものとする。

- 1) 日本におけるジャムウ、バリニーズの啓蒙活動
日本でのバリニーズトリートメント、クリームバス、オリエンタルジャムウセラピー、ジャムウ等の認知度の向上
- 2) ジャムウ、バリニーズ・クリームバスセラピーが出来るサロン、セラピストの育成
自己実現を応援すると共により深い知識と技術、カウンセリング力、人間力、経営力のある人間の育成
- 3) 会員への安定した知識、技術、経営、メンタルフォロー等の提供
- 4) 持続的な商材の供給、開発
- 5) 仲間づくり、協力関係作りの発展

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- （1）セラピストスクール事業（セミナー、卒業後のフォロー、研修、海外研修）
- （2）商材ストア事業（国内、海外輸入、農家、農園契約、オリジナル商品開発、販売 すべての商材の卸し）
- （3）その他 情報共有、サロン勉強会、交流会の開催、仲間づくり、インドネシアリトリート、各種サロンづくり、イベント出展、個々サロンでの販売商材応援、周知活動
- （4）定期的な勉強会、交流会、技術ブラッシュアップ、グループサイトでの情報提供等

（会員）

第5条 本会の会員は、次の4種類とする。

- （1）インストラクター会員

バリニーズ、ジャムウ、クリームバスいずれかのインストラクターコースを修了し、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(2) メンバー（正会員）

バリニーズ、ジャムウ、クリームバスいずれかのプロマスターコースを卒業し、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(3) サブメンバー（準会員）

バリラボ式ドライヘッドスパ、ドライチェアバリニーズヘッド、オリエンタルジャムウベーシックコースを修了、またはプロコースの在校生（卒業資格前のもの）で、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(4) フレンドシップ（賛助会員）

その他、代表が認めた者で、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(5) サポーター（パートナーシップ）

この会に必要な援助、協賛など関わる者で、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（入会）

第6条 入会を希望する者は、入会申込書を協会に提出し、承認を得るものとする。

（会費）

第7条 会員ごとの年会費の金額とし、毎年9月30日までに納付するものとする。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) インストラクター会員 | 10000 円（税込み） |
| (2) 正会員 メンバー | 6000 円（税込み） |
| (3) 準会員 サブメンバー | 3000 円（税込み） |
| (4) 賛助会員 フレンドシップ | 1000 円（税込み） |
| (5) サポーター パートナーシップ | 0 円 |

この会費は協会活動全般、勉強会及び商材開発費、輸入代行費、研修費等、諸費用にあてるものとする。

（退会）

第8条

1 会員は、退会届を協会に提出することにより任意に退会することができる。ただし途中退会でもその年度の会費の返金はしないものとする。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

（役員）

第9条

- 1 本会に次の役員を置く。
 - (1) 代表 1名 島 香 副代表 1名 上野 靖
 - (2) 役員（スタッフ）事務方 西上 佳奈 経理は 選任、決定されるまで代表が兼任できるものとする
- 2 第1項に定める役員は、インストラクター会員、正会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条

- 1 代表は、本会を代表し、その事業を総括する。
- 2 副代表は会長を補佐し、または欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 経理は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理するものとする。
- 4 事務方は会の連絡全般、議事録、その他事務に関わるものとする。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、インストラクター会員、正会員の議決により、これを解任することができる

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 本人の申し出があったとき。
- (3) 義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(資産)

第12条 この協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他雑収入

(総会)

第13条

1 本会の総会は、インストラクター会員、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他、会の運営に関する重要事項

- 3 総会は正会員、インストラクター会員の出席（オンライン可）及び委任状の総数が過半数であることをもって開会することができる
- 4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成するものとする

(役員会)

第15条

- 1 役員会は役員を持って構成する。
- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する

(事業年度)

第16条 本会は設立を令和6年8月31日とし、事業年度を9月1日始まり、翌年8月31日までとする。

(解散)

第17条

- 1 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 代表、正会員、インストラクター会員欠亡
 - (4) 合併
- 2 総会の決議により解散する場合は、インストラクター会員、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(委任)

第18条 この会則に定めない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

- 1 この会則は、令和6年9月1日から施行する

